



2022年3月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 高 山 泰 仁
(コード番号：6548 東証マザーズ)

問い合わせ先 執 行 役 員 岩 田 静 絵
コーポレート本部長

TEL. 03-5956-3044

今後開始予定の新たな Go To トラベル事業への当社の参加停止に関するお知らせ

国土交通省観光庁（以下、監督官庁）より、2022年3月4日付けの「Go To トラベルに関する不適切事案に係る調査状況等について」において、当社について発表がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監督官庁が把握している事実関係について

(1) 当社は、法人顧客から提供された名簿の名義を使用し、宿泊の実体が伴わない契約であるにも関わらず、旅行割引分として、Go To トラベル事業に関する給付金計2億8,336万円の給付申請を行ったが、実際の給付は受けていない。また、地域共通クーポン計1億2,145万5千円分の発行を受け、うち9,363万9千円を実際に使用した。

当社は、株式会社ジャパンホリデートラベルに宿泊施設手配等の業務を委託し、同社が複数の宿泊施設の手配を実施した。

現時点での Go To トラベル事務局の調査によれば、本来20,240人泊分使用されるべきところ、少なくとも11,014人泊分の宿泊が行われていなかった事実が明らかとなっている。いまだ不明な部分もあることから、宿泊実体に関しては、今後更に調査が継続される予定である。

(2) 当社が発行を受けた地域共通クーポン（以下「クーポン」という。）は、法人顧客及び宿泊（予定）者には渡されず、手配された複数の宿泊施設において使用されたことが確認されている。「サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）地域共通クーポン取扱要領」上、宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金にクーポンは使用できないが、本来は宿泊代金に含まれるべきリネン・清掃代等に対して一律に充てられている。

2. 監督官庁の今後の対応等について

- (1) 事実関係を更に精査の上、関係する法人等に対し、今後、クーポンのうち不適切な使用分の返還を請求する。
- (2) 今後開始予定の新たな Go To トラベル事業において、当社の参加を停止する。
- (3) 刑事告訴も視野に入れつつ、捜査機関と十分に連携し、引き続き必要な調査等を進めていく。

3. 当社の今後の対応

- (1) 当社といたしましては、監督官庁の措置の内容を厳粛に受け止め、今後の改善に向け、全力をあげて対処してまいります。
- (2) 監督官庁が把握しているという上記 I 1. の事実関係については、当社の認識または調査委員会の調査結果を踏まえ、内容の確認を進めてまいります。

4. 今後の予定

株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今般の監督官庁の措置に伴う、2022年3月期業績への影響につきましては、今後の経過を慎重に判断し、必要性があればその都度、適宜開示等の対応をしてまいりたいと存じております。

また、当社は、延長後の提出期限である2022年3月17日までに、2022年3月期第3四半期報告書を提出する予定です。

なお、2022年3月期第3四半期決算短信は、四半期報告書の提出と同日に公表させていただきます。

以上